

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に規定する定期監査等について、茨城県監査基準に準拠して監査を実施し、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和3年9月30日

茨城県監査委員	半 村	登
同	西 野	一
同	深 谷	一 広
同	羽 生	健 志

## 定期監査等の結果に関する報告

本報告書は、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、定期監査等の結果を茨城県議会等に報告するものである。

### 第1 監査の実施状況

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に規定する定期監査等について、「茨城県監査基準」に準拠し、次のとおり実施した。

#### 1 監査実施機関 110 機関

所管部局	監査実施機関名
総務部	総務課、未収債権対策チーム、行政経営課、人事課、財政課、管財課、税務課、総務事務センター、市町村課、知事公室秘書課、知事公室報道・広聴課
政策企画部	政策調整課、計画推進課、地域振興課、交通政策課、情報システム課、統計課、県北振興局
県民生活環境部	生活文化課、女性活躍・県民協働課、環境政策課、環境対策課、廃棄物規制課、資源循環推進課、水政課、スポーツ推進課、オリンピック・パラリンピック課
防災・危機管理部	防災・危機管理課、消防安全課、原子力安全対策課
保健福祉部	厚生総務課、健康・地域ケア推進課、感染症対策課、生活衛生課、福祉指導課、長寿福祉推進課、障害福祉課、医療局医療政策課、医療局医療人材課、医療局薬務課、子ども政策局少子化対策課、子ども政策局子ども未来課、子ども政策局青少年家庭課
営業戦略部	営業企画課、プロモーションチーム、グローバルビジネス支援チーム、農産物輸出促進チーム、国際渉外チーム、観光物産課、国際観光課、販売流通課、空港対策課
立地推進部	立地推進課、立地整備課、宅地整備販売課
産業戦略部	産業政策課、中小企業課、労働政策課、技術振興局技術革新課、技術振興局科学技術振興課
農林水産部	農業政策課、産地振興課、畜産課、農業経営課、農業技術課、林政課、林業課、漁政課、水産振興課、農地局農村計画課、農地局農地整備課
土木部	監理課、用地課、検査指導課、道路建設課、道路維持課、河川課、港湾課、営繕課、都市局都市計画課、都市局都市整備課、都市局下水道課、都市局建築指導課、都市局住宅課、鹿島下水道事務所、流域下水道事務所
会計事務局	会計事務局
企業局	企業局、県南水道事務所、鹿行水道事務所、県西水道事務所、県中央水道事務所、水質管理センター
病院局	病院局、県立中央病院、県立こころの医療センター

議会事務局	議会事務局
教育庁	総務企画部総務課、総務企画部財務課、総務企画部生涯学習課、総務企画部福利厚生課、総務企画部文化課、学校教育部義務教育課、学校教育部高校教育課、学校教育部特別支援教育課、学校教育部保健体育課
警察本部	警察本部
監査委員事務局	監査委員事務局
人事委員会事務局	人事委員会事務局
労働委員会事務局	労働委員会事務局

## 2 監査対象年度

令和2年度

## 3 監査実施期間

令和3年4月1日から8月31日まで

## 4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行等の財務に関する事務又は経営に係る事業が、法令等に従って適正に執行されているかどうか等、正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視し監査した。
- (2) 前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認した。
- (3) 地方自治法の規定に基づく内部統制実施機関（地方自治法の規定に準じて実施する機関を含む。）における監査実施時点での内部統制の整備状況及び運用状況に関し、リスクの管理状況を監査した。

## 5 監査の実施内容

「茨城県監査基準」に準拠し、監査対象期間における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理執行（地方公営企業法の規定により経営するものに限る。）状況について、抽出の方法により関係書類等との照合をするとともに、必要に応じて現地調査、職員からの事情聴取により監査を行った。

監査を重点的かつ効果的に実施するため、重点監査項目を定めて監査を実施しており、今年度は「内部統制の取組状況」を重点監査項目とした。

また、前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認するとともに、地方自治法の規定に基づく内部統制実施機関（地方自治法の規定に準じて実施する機関を含む。）における監査実施時点での内部統制の整備状況及び運用状況について職員からの聴取等により監査を行った。

## 第2 監査の結果

### 1 監査結果の区分

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については指摘事項とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については、注意事項とする。

なお、監査結果には、必要に応じて意見を付することができる。

また、組織及び運営の合理化に資すると認められる事項については意見とする。

### 2 監査結果

ア 指摘事項 該当なし

イ 注意事項

所管部局名	監査実施機関名	監査の結果
防災・危機管理部	消防安全課	複数の備品登録の取得価額について、昨年度の監査において算出誤りにより指導を受けたにもかかわらず、内部統制が機能せず、本年度の監査においても同様の誤りがあったことは適切でない。
保健福祉部	厚生総務課	保健所整備基本計画策定業務委託について、内部統制が機能せず、契約事務手続の一部に誤りがあったことは適切でない。
保健福祉部	医療局医療人材課	看護師等修学資金貸付費の不納欠損処理について、内部統制が機能せず、財務システムへの入力が遅れたため、令和2年度決算において収入未済額が実際よりも多く計上されていたことは適切でない。
保健福祉部	子ども政策局 青少年家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権回収者変更の通知に当たり、内部統制が機能せず、納入義務者の氏名が漏えいしたことは適切でない。
企業局	県中央水道事務所	建設工事に適用する最低制限価格の範囲について、誤った範囲を用い入札を執行したことは適切でない。

ウ 意見 該当なし

その他の機関においては、指摘、注意又は意見に該当する事項は認められなかった。